

平成28年 第3回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔知事総括〕開催状況

開催年月日 平成28年10月5日(水)  
 質問者 日本共産党 佐野 弘美 委員  
 答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>二 道の顧問等について</b></p> <p><b>(一) 顧問の位置づけについての知事の認識について</b>                  高橋知事が就任してからの13年間で、これまで4分野で6人の識者が道の顧問として活躍されてきました。                  それぞれ北海道の当面する諸課題について専門的助言を受けるために知事ご自身が選任されたと承知しておりますが間違いありませんか。</p> <p><b>(二) 顧問の活動についての評価について</b>                  いずれの方も、道内外で活躍される第一人者であると承知しています。                  知事はどのような目的で顧問の仕事をお願いし、その目的は果たされたと考えるか伺います。</p> <p><b>(三) 島田顧問について</b>                  それでは、知事就任一期目に経済・雇用政策担当の顧問として任用した島田晴雄氏について伺います。                  分科会審議での我が会派の同僚議員の質問に対し、経緯や根拠を示す資料の保存年限経過を理由に、事実上答弁を回避しました。                  高橋知事は「経済産業省の道経済産業局長時代からの旧知の仲だった」ということであり、任命権者でもある知事に伺います。</p> <p><b>1 活動実績について</b>                  最大の問題は、島田元顧問の活動が極めて不透明で、不十分だったのではないかとと思われることです。                  報酬が月額制に変わった2年間で東京での打合せや意見交換が11回もあります。その度に道職員が旅費を払って出張しています。月額制に変わった2年間の実働は20回だけ、1回あたり約30万円もの報酬額は高すぎると考えますが、知事の所見を伺います。</p>	<p><b>(知事)</b>                  道の顧問についてであります。道では、政策立案などにあたり、様々な機会に有識者の方々から意見などをいただき、道政の推進に役立てているところであり、平成7年には、道庁の予算執行に関する助言をいただくため、3人の専門家を顧問に任用するなどしてきたところであります。                  15年以降にあたっては、農業分野、経済・雇用の分野、行政改革の分野、地方分権の分野に関し、それぞれの専門的立場から御助言をいただくため、6人の方々を、顧問として任用してきたところであります。</p> <p><b>(知事)</b>                  顧問の方々の実績についてであります。農業分野の太田原顧問については、本道農業の将来を方向づける御助言をいただき、これを北海道農業・農村ビジョン21や食の安全・安心条例の制定などに反映をしたところであります。                  経済・雇用分野の島田顧問については、団塊世代の移住促進や元気な中小企業の情報の内外への発信などの御助言をいただき、道内各地域における移住施策の推進や道内中小企業の経営革新への取組の活性化につながったところであります。                  また、行政改革分野の小磯顧問、佐藤顧問、橋本顧問については、行政改革の推進に関する広範多岐にわたる御助言をいただき、「新たな行財政改革の取組み」に反映したところであります。                  地方分権分野の増田顧問については、地方分権や地域づくりなどに関して御助言をいただき、道内各地の地域特性を踏まえた多様な政策の展開に資することとなったところであります。</p> <p><b>(知事)</b>                  島田顧問の活動実績についてであります。平成17年度からは団塊世代の移住促進についての取組も着実に推進するため月額制とし、職員と頻りにやりとりを行い、首都圏でのセミナー開催などによるプロモーション活動や移住体験ツアーの実施、官民協働による協議会等の設置、意欲ある市町村の受入体制の整備などに取り組み、道内各地域における移住促進活動の盛り上がりにつながったものと考えているところであります。                  また、報酬額につきましては、職務の内容や活動の頻度、職責等を総合的に考慮の上、条例に定める基準内で決定をしたものであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>2 日額制から月額制への変更について</b>  島田顧問は、2005年度から報酬が突然「月額制」に変わりました。分科会審議での総務部の答弁では、その理由について資料がないからわからない旨の答弁でした。その一方では根拠も示さず、メールや電話でのやりとりが多くなってきたとも答弁されています。いずれにしても、任期中での報酬制度の変更は極めて異例といえます。知事は何故了解したのですか。本人からか、道側からか。どちらの提案だったのですか、お答えください。</p> <p><b>2-再 活動状況等について</b>  分科会では、資料が破棄されて分からないとの御答弁でしたが、当時の出席者に確かめれば分かるはずです。なぜ確認しないのでしょうか。</p> <p><b>2-再々 活動状況等について</b>  島田顧問の20回の活動実績の内、約半数の9回が主査と二人だけの密談のような状態であり、その内容も時間も明らかにできないとのことです。そもそも顧問という重要人物との打合せを一主査に全て委ねるといことは、道庁組織として極めて異例、異常ともいえる事態ではないですか。このようなことは他の顧問ともあったのでしょうか。</p> <p><b>二 道の顧問等について</b>  <b>(四) 設置基準の見直しについて</b>  市民オンブズマンの橋本代表幹事は、1回の活動実績に対し24万円の報酬は高額で、市民感覚からかけ離れていると怒りの声を上げていますが、私もそのとおりだと思います。何故このような道民目線からかけ離れた対応が島田氏だけに許されたのでしょうか。知事はこうした脱法的な運用ができないよう設置基準を見直すことが急務であるはずですが。日額では引き受けられないような識者には頼まなければいいだけではありませんか。お答えください。</p> <p><b>【指摘】</b>  道民から見ると異常としか思えないことが、これまでのシステムでは防止できず続けられてきました。知事の責任において、見直すのが当然であるということ強く指摘をして質問を終わります。</p>	<p><b>(知事)</b>  島田顧問の報酬等についてであります。平成15年度と16年度については、講演会の実施や意見交換会、面談による打合せの際に、雇用対策や中小企業対策など経済政策に係る助言をいただくこととしていたため、その都度、日額で支払っていたものであります。17年度からは、道として、これまでの取組に加え、新たに移住促進の取組をさらに推進するため、従来よりも面談による打合せの回数を増やすとともに、電話やメール等により頻繁に連絡を取り合い、継続的にきめ細かな御助言や情報提供をいただくことができるよう月額制としたものであります。報酬額につきましては、職務の内容や活動の頻度、職責等を総合的に考慮の上、条例に定める基準内で決定をいたしましたものであります。</p> <p><b>(知事)</b>  顧問についての重ねての御質問でございますが、月額制に変更した経緯については、関係書類が保存年限を経過しているため、詳細については、確認できなかったところではありますが、関係の職員に確認をした上で御答弁を申し上げたところであります。</p> <p><b>(知事)</b>  顧問と職員との打ち合わせについてでございますが、島田顧問には講演や意見交換会に加え、面談など、継続的にきめ細やかな助言や情報提供をいただいているところであり、担当する本庁の職員が業務の必要に応じて打合せを行ったものと報告を受けているところであります。</p> <p><b>(知事)</b>  顧問の任用についてでございますが、これまで、顧問の任用に関し、任用期間や報酬の基準など、必要な事項を規定した設置基準を設けているところであり、この基準に基づき、顧問を必要とする各部において、その目的や職務、報酬、職務従事期間などを定めた要領を個別に策定をし、任用をいたしているところであります。また、報酬につきましては、様々な顧問の職務の内容や活動の頻度、職責等を総合的に勘案し、北海道特別職職員の給与等に関する条例に定める基準内で、日額又は月額により支給することとしているところであります。今後とも、道政課題の解決に向け、専門的立場から助言を得る必要がある場合には、設置要領を適切に策定した上で、適任者の方を人選をし、任用をしてまいりたいと考えております。</p>